

令和8年1月27日

泉南市長 山本 優真 様

泉南市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田中 章弘

事件名：泉南市情報公開決定（令和7年度泉南子第2号）の件

諮問日：令和7年9月9日（令和7年度諮問第2号）

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書のうち、次の部分を公開すべきである。

- ・ 「子ども政策課会計年度（相談員）任用職員採用試験結果（R7. 2. 1実施）」と題する書面のうち、評価項目の項目欄
- ・ 「子ども政策課会計年度（相談員）任用職員採用試験結果（R7. 3. 24実施）」と題する書面のうち、評価項目の項目欄

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和7年4月7日付けで「令和7年度 子ども政策課会計年度任用職員採用試験（職種：相談員） 標記について、選考に至る関係書類一式 なお、起案書（決裁印が判明するものを含む）をも求める」（以下「本件対象文書」という。）の情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）を泉南市長宛てに行った。
- 2 処分庁は、本件公開請求について、個人に関する情報及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開部分とし、本件対象文書を一部公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和7年4月24日付け泉南子第2号泉南市情報公開決定通知書で審査請求人に対して通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年6月2日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求を行った。

- 4 処分庁は、令和7年7月7日付けで弁明書を審査庁宛てに提出した。
- 5 審査請求人は、弁明書に対し、令和7年7月29日付けで行政不服審査法第30条第1項の規定による反論書を審査庁宛てに提出した。
- 6 審査庁は、令和7年9月9日付けで条例第16条第1項の規定により泉南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
なお、審査庁は、令和7年11月12日付けで、審査会の照会に対する処分庁の補足説明書を審査会宛てに提出した。

第3 審査請求の趣旨

令和7年4月24日付け泉南子第2号泉南市情報公開決定通知書で通知され情報公開、送付された文書のうち、評価項目を非公開とした部分を取り消し、公開するよう求める。

第4 処分庁の主張の趣旨

弁明書及び審査庁の説明によると、処分庁の主張は概ね次のとおりである。

審査請求人は、「評価項目を非公開とした部分を取り消し、公開するよう求める」趣旨において、「評価項目を公開することが事務の適正な遂行に支障を及ぼすことは首肯できない。」という理由で審査請求を行っているが、評価項目を公にすれば、対策を行うことが可能となり、採用試験において受験者の能力や資質、適性等を適切に判断することが困難になる。

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求は、非公開とされた評価項目欄の情報の公開を求めるものである。
審査請求人は、評価項目を公開することが事務の適正な遂行に支障を及ぼすことはないと主張し、処分庁は上記第4のとおり反対の意見である。
- 2 条例第1条では、「この条例は、市の保有する情報を公開し、市の市民に対する説明責任を果たすことにより、市政に関する市民の知る権利を保障するとともに、市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市民による市民のための市政の発展に資することを目的とする」と定められている。
また、条例第3条第1項では、「実施機関は、情報の公開を求める権利が十分尊重されるよう、この条例を解釈し、運用しなければならない」と定められている。
このように、条例は知る権利の具体化を図るものであり、その権利は十分に尊重されなければならないものであるから、審査会では、原則公開の精神に立って、条例を解釈し、本件事案について判断する。
- 3 本件事案の争点は、条例第10条第4号カの「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」に該当するか、という1点である。

同号カに規定する「支障を及ぼすおそれ」の解釈について、一般的抽象的な可能性で足りるとすれば、非公開の範囲をおよそ無限定に認めるに等しく、上記精神に照らして妥当でない。同号カに該当するためには、具体的かつ実質的な支障を及ぼすおそれが必要というべきである。

- 4 そこで審査会において、本件の評価項目の内容を確認したところ、いずれも一般的抽象的な指標にすぎず、また、公務員任用試験において通常求められるであろうことが容易に想定可能な内容に留まるものであった。

そこで、これを公開することによって、「受験者が高評価を得ることを重視した受験対策を行うことが可能となり、人事管理に係る事務の目的及び面接の目的に反し、当該採用試験事務に支障が生じる」ことになるという処分庁の弁明だけでは、具体的かつ実質的な支障が生じるおそれがあるとは認められず、審査庁に対して、更に詳しい説明を求めた。

- 5 この点、処分庁の補足説明によれば、評価項目に基づき、エントリーシート（以下「ES」という。）の該当項目（ただし、ES と評価項目が完全に連動しているわけではない。）に「本来の受験者自身の特性と異なる記載をする事態を生じさせてしまうととも、受験者が評価項目を事前に知ることになれば、大きな優位性を持つことになり、受験者が本来の能力以上に高い評価の点数を取ることが可能となり、採用にあっては真に求める人材の確保に致命的な影響が生じることとなる。また、今後の採用において情報公開請求者だけに評価項目が公開されることになれば、平等性を損なうことにも繋がる」ことが指摘された。

また、処分庁は、「通常、面接時の質問事項については、面接時に初めて知ることとなるが、ES は Web サイトに公開されているため、評価項目と既述の特に重点をおく項目を把握した状態で、面接日までに ES の記載内容をもとにした質問事項を想定することに特化した十分な回答対策を講じることが可能となってしまう、同じく真に求める人材の確保に致命的な影響が生じる事態に陥ってしまうとともに、今後の採用において情報公開請求者だけに評価項目が公開されることになれば、平等性を損なうことにも繋がることとなる」と指摘した。

しかし、上記のとおり、本件評価項目の内容は一般的抽象的な指標にすぎないため、かかる内容を知ったからといって、特に実質的に優位性を持つことになるとは認められず、また、特に実質的な不平等を生じさせるものとはいえない。

むしろ受験者が、自己の能力や経験を誇張することは、評価項目を公開するか否かに関わらず想定されることであって、これを見極めることも面接担当者に求められる役割というべきである。

- 6 さらに、処分庁は、評価項目を公開した場合、その項目と公開している点数部分を組み合わせると、配点バランスを推測され、その推測をもとに面接時の質問内容の傾向をつかみそれに特化した回答対策が可能となってしまうこと、及び、評価項目と点数を把

握することが可能となるため、こういった特性をもつ受験生が試験を受けたかが推測されてしまうことを指摘するが、この点は、評価項目を公開することによる支障ではなく、点数を公開することによる支障であると思われる、本件審査請求の対象外であると思われる。

なお、本件評価項目の内容からすれば、たとえ配点バランスが推測可能であったとしても、個別具体的な試験対策が可能とは考えられず、具体的かつ実質的な支障が生じるおそれを認めることはできない。

- 7 処分庁は、評価項目を公開することにより、苦情や批判が担当課に寄せられ、採用側が当たり障りのない評価を付ける状況につながることを考えられる旨を指摘するが、前項と同じく、これは点数を公開することによる支障であると思われる。

なお、公務員任用試験を実施する以上、少なからず苦情や批判を受けるおそれはあるのであって、評価項目を公開することによって初めて生じる問題ではないし、苦情や批判を受けること自体は支障ということとはできない。

また、本件評価項目の内容が一般的抽象的なものであるため、評価項目の情報を公開するか否かで、苦情や批判の程度に有意な差が生じるとは考えられず、むしろ評価項目を公表することによって、評価基準のあり方等について議論の端緒となる可能性があることからすれば、公開するメリットの方がはるかに大きいといえる。

そして、このような評価項目の公開によって採用側に萎縮的效果が生じることも想定し難い。

- 8 したがって、審査会は、評価項目を公開することによって、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（条例第10条第4号カ）に該当するために必要な、具体的かつ実質的な支障が生じるおそれを認めることはできないと判断した。

第6 結論

以上により、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。